

国保だより

平成27年10月1日から新しい被保険者証で受診してください

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民健康保険加入者のみなさんが現在使用している被保険者証は、9月末日で有効期限が切れ、10月1日から新しい被保険者証を使用していただくことになります。

◆新しい被保険者証

- ・被保険者証が「空色」から「うぐいす色」に変わります。
- ・退職者用は「桃色」から「オレンジ色」に変わります。
- ・個人ごとにカード化されています。

※9月末日までに世帯単位で郵送します。届いたら内容をご確認ください。



◆古い被保険者証

- ・ご自身で裁断するなどして廃棄していただくか、役場1階2番の窓口へお持ちください。

◆学・遠などの被保険者証

新たに申請していただく必要があります。お早めに手続きをしてください。

【対象】学生の方や、施設入所などで富士見町から住民票を移されている方で、引き続き富士見町国保の被保険者証が必要な方。

【窓口】役場1階2番の窓口

【持ち物】
①印鑑、被保険者証、在学証明書（学生証の写し可）

※今年4月以降に申請した方は、在学証明書は必要ありません。

②印鑑、被保険者証

人間ドック補助金のご案内

富士見町国保の被保険者が人間ドックを受けられたときは、保険料を滞納していない世帯の方を対象に健診費用の一部を補助しています。

◆補助金額　日帰りドック 15,000円　一泊ドック 30,000円

◆申請方法　健診終了後、「人間ドック補助金交付申請書」と「人間ドック補助金請求書」を提出してください。

【申請の際にお持ちいただくもの】

1. 国民健康保険被保険者証
2. 領収書（原本）
3. 振込口座のわかるもの（預金通帳など）
4. 印鑑
5. 健診結果等報告書

年金だより

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

～後納制度が平成27年9月末で終了します!～

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 住民福祉課国保年金係 ☎62-9111

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができる制度です。ご利用期間は、平成27年9月30日までとなっています。

【後納制度で保険料を納付するメリット】

- ・不足している期間の保険料を納めることにより、年金の受給資格を得られる可能性があります。
- ・将来受け取る年金額が増額します。

◆後納制度の申込み・納付書の再発行のお問合せ

国民年金保険料専用ダイヤル(ナビダイヤル) ☎0570-011-050

(050から始まる電話でおかけになる場合は ☎03-6731-2015)

【受付時間】月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※お問合せの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

